岩手県選挙管理委員会告示第22号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

ほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。 この場合において、これらの規定中「法」とあるのは「漁業

法第94条(公職選挙法の準用)において準用する法」と、

岩手県選挙等執行規程(昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2)の一部を次のように改正する。

	送管理委員会告示第11号の2)の一部を次のように改正する。 		
改正前	改正後		
目次	目次		
第1章 [略]	第1章 [略]		
第2章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選	第2章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選		
举	挙		
第1節 削除	第1節から第2節の2まで 削除		
第2節 削除			
第2節の2 削除			
第3節~第14節 [略]	第3節~第14節 [略]		
第3章 海区漁業調整委員会委員の選挙(第164条-第166条	第3章及び第4章 削除		
<u>)                                    </u>			
第4章 削除			
第5章 [略]	第5章 [略]		
附則	附則		
第2章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事	第2章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事		
の選挙	の選挙		
第1節 削除	第1節から第2節の2まで 削除		
第3条から第5条まで 削除	第3条から第10条の4まで 削除		
第2節 削除			
第6条から第10条まで 削除			
第2節の2 削除			
第10条の2から第10条の4まで 削除			
第3章 海区漁業調整委員会委員の選挙	第3章及び第4章 削除		
(公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用)			
第164条 第2章第3節(投票)(第17条の規定を除く。)、	第164条から第168条まで 削除		
第3節の2(共通投票所)、第4節の2(期日前投票)、第			
5節(不在者投票)、第6節(開票)、第7節(選挙会及び			
選挙分会)、第8節(公職の候補者及び当選人)(第56条の			
規定を除く。)、第10節(選挙運動)第1款(選挙事務所)			
及び第114条(個人演説会等の施設の指定報告)の規定は、			
衆議院議員、参議院議員及び知事の選挙に関する部分を除く			

令」とあるのは「漁業法施行令第9条(公職選挙法施行令の 準用) において準用する令」と読み替え、次の表の左欄に掲 げる規定中で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 55 条 第	地方自治法第	(法人の候補者にあっては、	
1号	92条の2又は	名称、事業場の所在地、党派	
	同法第142条	及び住所)及び地方自治法第	
		180条の5第6項	

(投票所の開閉時刻の変更の届出)

第165条 漁業法施行令第6条(投票所の開閉時刻)第3項の 規定による届出は、投票所開閉時刻変更届(様式第101号) により行わなければならない。

(選挙長の候補者に関する調査)

- 第166条 選挙長は、候補者について次に掲げる事項(法人の 候補者にあっては、第1号に掲げる事項) を調査しなければ ならない。
  - (1) 住所又は事業場の所在地
  - (2) 本籍
  - (3) 生年月日
  - (4) 漁業法第87条 (欠格者) 第1項第2号及び第2項並び に同法第94条(公職選挙法の準用)において準用する法第 252条 (選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙 権の停止)の規定の該当の有無
  - (5) 漁業者、漁業従事者の別及び年間漁業日数
  - (6) 漁業法第86条 (選挙権及び被選挙権) 第3項の規定に 該当するときは、その職名
  - (7) 名簿登載の有無

第4章 削除

第167条及び第168条 削除

様式第16号(第18条関係)

[略]

注1 [略]

2 海区漁業調整委員会委員の選挙の場合にあっては、

様式第16号(第18条関係)

[略]

注「略]

( <u>名称</u>)

」とあるのは「候補者氏名(名称)」とすること。

様式第69号 (第114条関係)

「略]

(漁業法第94条において準用する) 公職選挙法第161条第 1項第3号の規定により、下記の施設を指定したので報告します。

[略]

様式第80号の5 (第137条関係)

(参議院比例代表選出議員の選挙において投票所内の投票を 記載する場所その他適当な箇所における掲示)

「略]

注 [略]

様式第96号から<u>様式第100号</u>まで 削除 様式第101号 (第165条関係)

第 号

年 月 日

岩手県選挙管理委員会委員長様

何市(町、村)選挙管理委員会委員長

<u>氏 名即</u>

投票所開閉時刻変更届

下記のとおり投票所開閉時刻を変更したので、漁業法施行 令第6条第3項の規定により、届け出ます。

記

1 選挙の種類		
2 選挙の期日		
3 投票区名		
4 変更しようと	開く時刻	- 時分
<u>する開閉時刻</u>	閉じる時刻	時 分

様式第69号 (第114条関係)

「略]

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、下記の施設を指定したので報告します。

[略]

様式第80号の5 (第137条関係)

(参議院比例代表選出議員の選挙において投票所内の投票を 記載する場所その他適当な箇所における掲示)

[略]

注1 [略]

2 優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示をする場合においては、当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に、当該掲示の掲載をしてください。

様式第96号から様式第101号まで 削除

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附則

- 1 この告示は、平成31年3月29日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岩手県選挙等執行規程様式第80号の5の規定は、この告示の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。